

**「平成 29 年分公的年金等の源泉徴収票」
の受給者様宛発送について**

【送付スケジュール】 →平成 30 年 1 月 16 日（火）【予定】

〒321-0933

宇都宮市築瀬町 1 9 5 8 - 1

栃木県建設業厚生年金基金

清算事務局

TEL (028) 639-3140

FAX (028) 639-3165

<http://www.tochigikensetsu-kikin.or.jp/>

① 「平成 29 年分公的年金等の源泉徴収票」の発送は、

平成 30 年 1 月 16 日（火）を予定しております。

- ・平成 29 年中に栃木県建設業厚生年金基金の年金を受けとられた皆様に対し、平成 29 年中にお支払いした金額や源泉徴収した所得税額をお知らせする「平成 29 年分公的年金等の源泉徴収票」を送付いたします。
- ・「平成 29 年分公的年金等の源泉徴収票」は、**確定申告をする時に必要となりますので大切に保管してください。**
- ・**発送予定日より約 1 週間以上経過してもお手元に届かない場合は、再発行いたしますのでお手数でも当厚生年金基金宛へご連絡ください。**
- ・受給権者様がお亡くなりになられた場合、源泉徴収票は発行いたしません。準確定申告に伴う源泉徴収票発行をご希望される場合は、当基金へご連絡ねがいます。

② 「平成 29 年分公的年金等の源泉徴収票」の**再発行**について

- ・源泉徴収票の紛失等により再発行のお申し出をされる場合は、当厚生年金基金宛へご連絡下さい。
- ・ご連絡をいただきましてから、受給権者様のお手元に届くまで**約 1 週間程度**かかります。何卒、ご了承ねがいます。

③ **平成 28 年以前**の源泉徴収票について

- ・平成 29 年にお支払いした年金のうち、遡及してお支払いした過年分の年金にかかる源泉徴収票になります。**該当される方には、複数枚の「源泉徴収票はがき」がお手元に届きます。過年分の修正申告をされる場合にご使用ください。**
- ・**過年分の所得税に関する申告等のお手続きにつきましては、お近くの税務署へご相談ください。**

■お近くの税務署の連絡先は、国税庁 (<http://www.nta.go.jp/>) のホームページをご覧ください。